(二)　「準荷主」とは、自らの事業に関して、貨物輸送事業者が輸送する貨物を継続して受け取り、又は引き渡す者（荷主を除く。）であって、当該貨物の受取又は引渡しを行う日時その他の経済産業省令で定める事項についての指示を行うことができるものをいうこととし、準荷主は、基本方針の定めるところに留意して、荷主が実施する措置によるエネルギーの使用の合理化に資するよう、当該指示を適切に行うよう努めなければならないこととした。（第一〇六条関係）

8

認定管理統括荷主に係る措置

(一)　荷主は、自らが発行済株式の全部を有する株式会社その他の当該荷主と密接な関係を有する者として経済産業省令で定める者であって荷主であるものと一体的に貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を推進する場合には、一定の要件を満たす場合において、認定管理統括荷主として経済産業大臣の認定を受けることができることとした。（第一一三条関係）

(二)　認定管理統括荷主は、毎年度、エネルギーの使用量等の経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならないものとする等の所要の規定を整備することとした。（第一一四条～第一一六条関係）

9

荷主連携省エネルギー計画

荷主は、他の荷主と連携してエネルギーの使用の合理化を推進する場合には、共同で、その連携して行うエネルギーの使用の合理化のための措置に関する計画を作成し、その荷主連携省エネルギー計画が適当である旨の経済産業大臣の認定を受けることができることとする等、荷主連携省エネルギー計画の認定を受けることができることとする等、荷主連携省エネルギー計画について所要の規定を整備することとした。（第一一七条～第一二一条関係）

10

認定管理統括貨客輸送事業者に係る措置

(一)　貨物輸送事業者又は旅客輸送事業者は、自らが発行済株式の全部を有する株式会社その他の当該貨客輸送事業者と密接な関係を有する者として国土交通省令で定めるものであって貨客輸送事業者であるものと一体的に貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を推進する場合には、一定の要件を満たす場合において、認定管理統括貨客輸送事業者として国土交通大臣の認定を受けることができることとした。（第一三〇条関係）

(二)　認定管理統括貨客輸送事業者は、毎年度、エネルギーの使用量等の国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならないものとする等の所要の規定を整備することとした。（第一三一条～第一三三条関係）

11

貨客輸送連携省エネルギー計画

貨客輸送事業者は、他の貨客輸送事業者と連携してエネルギーの使用の合理化を推進する場合には、共同で、その連携して行うエネルギーの使用の合理化のための措置に関する計画を作成し、その貨客輸送連携省エネルギー計画が適当である旨の国土交通大臣の認定を受けることができることとする等、貨客輸送連携省エネルギー計画について、連携省エネルギー計画と同様の措置を講ずることとした。（第一三四条～第一三八条関係）

12

附則関係

(一)　所要の経過措置について定めることとした。（附則第四条～第七条関係）

(二)　関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第一〇条～第一二条関係）

13

この法律は、公布の日から起算して六月以内の政令で定める日から施行することとした。

◇食品衛生法等の一部を改正する法律（法律第四六号）（厚生労働省）

一　食品衛生法の一部改正関係

1　広域的な食中毒事案に対処するための広域連携協議会の設置

(一)　国及び都道府県等は、食中毒患者等の広域にわたる発生等の防止のため、相互に連携を図りながら協力しなければならないこととした。（第二一条の二関係）

(二)　厚生労働大臣は、監視指導の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、国、都道府県等その他関係機関により構成される広域連携協議会（以下「協議会」という。）を設けることができることとした。（第二一条の三第一項関係）

(三)　厚生労働大臣は、緊急を要する場合において、協議会を開催し、必要な対策について協議を行うよう努めなければならないこととした。（第六六条関係）

2　事業者自らが重要工程管理等を行う衛生管理制度の導入

(一)　厚生労働大臣は、営業（器具又は容器包装を製造する営業及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二条第五号に規定する食鳥処理の事業（以下「食鳥処理の事業」という。）を除く。）の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めることとした。（第五一条第一項関係）

(1)　施設の内外の清潔保持、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理に関すること。

(2)　食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組（小規模な営業者等にあっては、その取り扱う食品の特性に応じた取組）に関すること。

(二)　営業者は、(一)の基準に従い、公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならないこととした。（第五一条第二項関係）

3　特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の届出制度の創設

(一)　食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物であって、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定したもの（以下「指定成分等」という。）を含む食品（以下「指定成分等含有食品」という。）を取り扱う営業者は、その取り扱う指定成分等含有食品が人の健康に被害を生じ、又は生じさせるおそれがある旨の情報を得た場合は、当該情報を、遅滞なく、都道府県知事等に届け出なければならないものとし、当該届出を受けた都道府県知事等は、当該届出に係る事項を厚生労働大臣に報告しなければならないこととした。（第八条第一項及び第二項関係）

(二)　医師、歯科医師、薬剤師その他の関係者は、指定成分等の摂取によるものと疑われる人の健康に係る被害の把握に努めるとともに、都道府県知事等が行う指定成分等の摂取によるものと疑われる人の健康に係る被害に関する調査に必要な協力をするよう努めなければならないこととした。（第八条第三項関係）

4　安全性を評価した物質のみを食品用器具・容器包装に使用可能とする仕組みの導入

(一)　器具又は容器包装には、成分の食品への溶出又は浸出による公衆衛生に与える影響を考慮して政令で定める材質の原材料であって、これに含まれる物質について、当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量が規格に定められていないものは、使用してはならないこととした。ただし、当該物質が人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えて溶出し、又は浸出して食品に混和するおそれがないように器具又は容器包装が加工されている場合（当該物質が器具又は容器包装の食品に接触する部分に使用される場合を除く。）については、この限りでないこととした。（第一八条第三項関係）

(二)　厚生労働大臣は、器具又は容器包装を製造する営業の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めることとした。（第五二条第一項関係）

(1)　施設の内外の清潔保持その他一般的な衛生管理に関すること。

(2)　食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な適正に製造を管理するための取組に関すること。

(三)　器具又は容器包装を製造する営業者は、(二)の基準に従い、公衆衛生上必要な措置を講じなければならないこととした。（第五二条第二項関係）

(四)　(一)の政令で定める材質の原材料が使用された器具又は容器包装を販売し、又は販売の用に供するために製造し、若しくは輸入する者は、その取り扱う器具又は容器包装